

宮城県公報

発行 宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○宮城県条例等の一部を改正する条例

(税 務 課) ページ 一

条 例

宮城県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

宮城県条例等の一部を改正する条例

(宮城県条例の一部改正)

第一条 宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

附則第五条の五中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

附則第七条の二の次に次の一条を加える。

(法人の県民税の特定寄附金額控除)

第七条の三 法人税法第二百一十一条第一項(同法第四百六十六条第一項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三号。以下この条において「平成二十八年地域再生法改正法」という。)の施行の日から平成三十

十二年三月三十一日までの間に、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第八条第一項に規定する認定地方公共団体(以下この条において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)の法第五十三条第一項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき県民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第五十七条第一項の規定による県民税の法人税割の課税標準たる法人税割額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の百分の五に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに法第五十三条第二十四項、第二十五項及び第二十六項(同条第二十八項(同条第二十九項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の県民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第八十九条(同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。))の申告書に係る法人税割額が含まれている場合には、当該法人税割額をないものとして計算した場合の県民税の法人税割額とする。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の二十に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法第五十三条第一項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、前項の規定により控除する金額は、法第五十三条第一項の規定による申告書(法人税法第七十一条第一項の規定による法人税の申告書(同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。))、同法第七十四条第一項の規定による法人税の申告書、同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税の申告

書（同法第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第百四十四条の六第一項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。）に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

3 連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この条において同じ。）又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）が、平成二十八年地域再生法改正法の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度（以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。）の法第五十三条第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき県民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第五十七条第一項の規定による県民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の百分の五に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除する。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項並びに法第五十三条第二十四項、第二十五項及び第二十七項（同条第二十八項（同条第二十九項において準用する場合を含む。））においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の県民税の法人税割額の百分の二十に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の二十に相当する金額とする。

4 前項の規定は、次に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。

- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- 三 清算中の連結子法人

5 第三項の規定は、法第五十三条第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書に、第三項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第三項の規定により控除する金額は、法第五十三条第四項の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載され

た特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

附則第十条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第号）附則第六条第一項」に、「が積み立てる」を「であつて同法の施行の日の属する年度以降も分割して積立てをすべき金銭がなお存するもの（以下この項において「対象特定実用発電用原子炉設置者」という。）が原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第五条第一項の規定により届け出た同法第四条第一項に規定する使用済燃料再処理機構（同法第六条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後の使用済燃料再処理機構）に対して支払う」に、「当該特定実用発電用原子炉設置者」を「当該対象特定実用発電用原子炉設置者」に、「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」に改める。

附則第十条の二第二項第一号イ中「百分の〇・七五六」を「百分の一・二六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三一五」を「百分の〇・五二五」に改め、同号ハの表中「百分の三・二五五」を「百分の一・九九五」に、「百分の四・八三」を「百分の二・八三五」に、「百分の六・三」を「百分の三・七八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七五六」を「百分の一・二六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三一五」を「百分の〇・五二五」に改め、同号ハ中「百分の六・三」を「百分の三・七八」に改める。

附則第十条の二の三中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同条の表

第四十一条第一項第一号ハの表の項中

百分の三・一	百分の一・六
百分の四・六	百分の二・三
百分の六	百分の三・一

を

百分の一・九	百分の〇・三
百分の二・七	百分の〇・五

に改め、附則第十条の二の三の表第四十一

百分の三・六
百分の〇・七

条第三項第一号ハの項中

百分の六
百分の三・一

百分の三・六
百分の〇・七

に改め、同表附則第十条の二第一項第一号

百分の三・二五五	百分の一・七五五
百分の四・八三	百分の二・五三
百分の六・三	百分の三・四

ハの表の項中

を

百分の一・九九五	百分の〇・三九五
百分の二・八三五	百分の〇・六三五
百分の三・七八	百分の〇・八八

に改め、附則第十条の二の三の表附則第十

条の二第三項第一号ハの項中

百分の六・三
百分の三・四

を

百分の三・七八
百分の〇・八八

に改める。

附則第十条の二の三の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の特定寄附金額控除)

第十条の二の四 法人税法第二百一十一条第一項(同法第四百六十六条第一項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人又は同法第二百一十一条第一項の承認を受けていない法人で同法第二十六条に規定する連結申告法人に該当するものが、地域再生法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号。以下この条において「平成二十八年地域再生法改正法」という。)の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、地域再生法第八条第一項に規定する認定

地方公共団体(以下この項において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体が作成した同条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この項及び次項において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)に係る法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により申告納付すべき事業税額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第七十二条の四十八第二項に規定する事業税額の課税標準の分割基準により按分して計算した金額)の百分の十に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度の第四十一条第一項から第三項までの規定により計算した事業税額の百分の十五に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の十五に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書若しくは第七十二条の二十八の規定による申告書、法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書又は法第二十條の九の第三項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、前項の規定により控除する金額は、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二十八の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

3 平成二十八年地域再生法改正法の施行の日以後に終了する事業年度に係る第一項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の二十」とする。

附則第十条の七第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第六十条第一項

第一号」を「同号」に、「においては」を「には」に、「及び第二項中」を「中」「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内）に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）以内、第六十条第二項第一号」と、同条第二項中「に改め、「当該取得の日から三年以内」の下に「第六十条第一項に規定する」を加える。

附則第十一条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

4 中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項第四号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十二項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして総務省令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第十一条の三の二中「においては」を「には」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の四第二項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第三項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第四項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十一条の四の三第一項第七号中「附則第十二条の二の第二項第五号ハ」を「附則第十二条の二の第二項第五号ニ」に改め、同条第二項第三号中「附則第十一条の四第二項第二号ハ又はニ」を「附則第十一条の四第二項第二号ニ又はホ」に改め、同条第三項第三号中「附則第十一条の四第三項第二号ニ又はホ」に改め、同条第四項第三号中「附則第十一条の四第四項第二号ハ又はニ」を「附則第十一条の四第四項第二号ニ又はホ」に改める。

附則第十二条第一項中「。次項において同じ」を削り、「次項及び第四項第三号」を「第三項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年年度分」に改め、同項第一号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項第二号中「、平成二十一年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第五号において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」

に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」

という。)に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第四項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第百五条第一項第一号イ														第百五条第一項第一号ロ																						
七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元	二万九千五百円	三万四千五百円	三万九千五百円	四万五千円	五万五千円	五万八千円	六万六千五百円	四千元	四千五百円	五千元	七千元	八千元	九千元	一万五千元	一万四千元	一万二千円	一万五千元	二万二千五百円	二万二千五百円	二万九千五百円	二万七千五百円	二万五千円	一万七千五百円	一万五千円	二万五千五百円	二万九千円	三万三千五百円

第百五条第一項第二号イ														第百五条第一項第二号ロ																										
七万六千五百円	八万八千円	十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千円	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四千七百元	八千円	一万五千五百円	一万六千円	二万五百円	二万五千五百円	三万円	三万五千円	四万五百円	三万八千五百円	四万四千元	五万五千五百円	三千五百円	四千五百円	六千円	七千五百円	九千五百円	一万千円	一万三千円	一万五千円	二千四百円	四千円	六千円	八千円	一万五百円	一万三千円	一万五千円	一万七千五百円	二万五千円	三万八千五百円

第百五条第一項第三号ロ	第百五条第一項第三号イ(2)							第百五条第一項第三号イ(1)							第百五条第一項第二号ハ(1)			第百五条第一項第二号ハ(2)		
	三万三千元	六万四千元	五万七千元	五万五百円	四万四千元	三万八千元	三万二千元	二万六千五百円	二万九千元	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千元	二万六百元	一万二千元	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円
一万六千五百円	三万二千元	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千元	一万九千元	一万六千元	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千元	一万千五百円	一万円	九千元	七千五百円	六千元	一万五百円	五千五百円	八千元	四千元	三千二百円	
第百五条第五項第二号																				
第百五条第五項第一号					第百五条第三項第二号					第百五条第三項第一号					第百五条第一項第四号					
四万八百元	三万六千元	三万六百元	二万七千六百元	二万三千六百元	一万二千元	八千元	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百元	三千七百元	六千元	四千五百円	八万三千元	七万四千元	六万五千五百円	五万七千元	四万九千元	四千元	
二万五百円	一万八千元	一万六千元	一万四千元	一万二千元	六千元	四千元	三千二百円	二千六百元	三千二百円	二千三百円	千八百円	三千円	二千五百円	四万五千五百円	三万七千元	三万三千元	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	

四万六千四百円	二万三千五百円
五万三千二百円	二万七千円
六万二千二百円	三万千円
七万四百円	三万五千五百円
八万八千八百円	四万四千五百円

附則第十二条第七項を同条第四項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第四項及び第五項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第六項及び第七項」を「前二項に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

（宮城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 宮城県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条 宮城県県税条例第四十一条、附則第十条の二及び附則第十条の三の改正規定を削る。
 附則第一項第三号中「第四十一条第一号及び第三項第一号、附則第十条の二第一項第一号及び第三項第一号、附則第十条の三並びに」を削り、「並びに附則第六項から第十項まで及び第十四項から第二十七項」を「及び附則第九項から第二十二項」に改め、同項第五号中「附則第十二項」を「附則第七項」に改める。

附則第六項から第十項までを削り、附則第十一項を附則第六項とし、附則第十二項を附則第七項とし、附則第十三項を附則第八項とし、附則第十四項中「第三号旧条例」を「附則第一項第三号に掲げる規定による改正前の宮城県県税条例（以下「第三号旧条例」という。）」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十五項中「第三号新条例」を「附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の宮城県県税条例（以下「第三号新条例」という。）」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十六項を附則第十一項とし、附則第十七項を附則第十二項とし、附則第十八項中「附則第十六項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十九項中「附則第十七項」を「附則第十二項」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第二十項の表以外の部分中「附則第十六項」を「附則第十一項」に改め、同表第六十六条の五第一項の項中「附則第十七項の」を「附則第十二項の」に、「附則第十七項から第十九項」を「附則第十二項から第十四項」に改め、同表第六十六条の五第二項の項及び第六十六条の五の二の項中「附則第十七項」を「附則第十二項」に改め、附則第二十

を附則第十五項とし、附則第二十一項中「附則第十六項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第二十二項を附則第十七項とし、附則第二十三項の表以外の部分中「附則第十七項から第二十一項」を「附則第十二項から第十六項」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第十二項	前項に	附則第十七項に
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
附則第十二項第二号	前項	附則第十七項
	附則第十一項	附則第十七項
附則第十三項	附則第二十條第四項	附則第二十條第十項において準用する同条第四項
	附則第五十二條第二項	附則第五十二條第九項において準用する同条第二項
附則第十四項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
	附則第十五項の表以外の部分	附則第十七項
附則第十五項の表第六十六條の五第一項の項及び第六十六條の五第二項の項	同項	同項及び附則第十二項
	附則第十二項	附則第十八項において準用する附則第十二項
附則第十五項の表第六十六條の五の二の項	附則第十二項	附則第十八項において準用する附則第十二項
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日

附則第二十三項を附則第十八項とし、附則第二十四項を附則第十九項とし、附則第二十五項の表以外の部分中「附則第十七項から第二十一項」を「附則第十二項から第十六項」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第十二項	前項に	附則第十九項に
附則第十二項第二号	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
前項	附則第十九項	附則第十九項
附則第十三項	附則第十一項	附則第十九項
附則第二十條第四項	附則第二十條第十二項において準用する同条第四項	附則第二十條第十四項において準用する同条第四項
附則第五十二條第二項	附則第五十二條第二項	附則第五十二條第十三項において準用する同条第二項
附則第十四項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
附則第十五項の表以外の部分	同項	同項及び附則第十二項
附則第十五項の表第六十六條の五第一項の項及び第六十六條の五第二項の項	同項	同項及び附則第十二項
附則第十五項の表第六十六條の五の二の項	附則第十二項	附則第十二項
附則第十五項の表第六十六條の五の二の項	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日

附則第二十五項を附則第二十項とし、附則第二十六項を附則第二十一項とし、附則第二十七項の表以外の部分中「附則第十七項から第二十一項」を「附則第十二項から第十六項」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第十二項	前項に	附則第二十一項に
平成二十八年五月二日		平成三十一年四月三十日

附則第十二項第二号	前項	附則第二十一項
附則第十三項	附則第十一項	附則第二十一項
附則第二十條第四項	附則第二十條第四項	附則第二十條第十四項において準用する同条第四項
附則第五十二條第二項	附則第五十二條第二項	附則第五十二條第十三項において準用する同条第二項
附則第十四項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
附則第十五項の表以外の部分	同項	同項及び附則第十二項
附則第十五項の表第六十六條の五第一項の項及び第六十六條の五第二項の項	同項	同項及び附則第十二項
附則第十五項の表第六十六條の五の二の項	附則第十二項	附則第十二項
附則第十五項の表第六十六條の五の二の項	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日

附則第二十七項を附則第二十二項とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条の規定 公布の日
 - 二 第一条中附則第七條の二の次に一條を加える改正規定及び附則第十條の二の三の次に一條を加える改正規定並びに附則第三項及び第九項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日
 - 三 第一条中附則第十條第四項の改正規定及び附則第十項の規定 原子力発電における使用済燃料

の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）附則第五条の五の規定は、平成二十八年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第七条の三の規定は、附則第二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用する。

（事業税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新条例第三十八条第一項第一号に掲げる法人（他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第三十九条第一項第一号に規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下同じ。）で除して計算した金額。以下「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた新条例附則第十条の二第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下「事業税額」という。）から控除する。

一 当該事業年度の新条例第三十九条第一項第一号に規定する付加価値額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又

は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における第一条の規定による改正前の宮城県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十条の二第一項第一号に規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十九条第一号に規定する資本金等の額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第十条の二第一項第一号に規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十九条第一項第一号に規定する所得を新条例附則第十条の二第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分した金額（他の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に応ずる旧条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた旧条例附則第十条の二第一項第一号ハの表の下欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

6 新条例第三十八条第一項第一号に掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、事業税額から控除する。

7 新条例第三十八条第一項第一号に掲げる法人（他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る新条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた新条例附則第十条の二第三項第一号に規定す

る合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、事業税額から控除する。

一 当該事業年度の新条例第三十九条第一号イに規定する付加価値額を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第十条の第二第三第一号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十九条第一号ロに規定する資本金等の額を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額（当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第十条の第二第三第一号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十九条第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割された後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第十条の二の三の規定により読み替えられた旧条例附則第十条の第二第三第一号ハに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

8 新条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円を除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、事業税額から控除する。

9 新条例附則第十条の二の四の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

10 新条例附則第十条第四項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第六条第一項の規定により新条例附則第十条第四項に規定する対象特定実用発電用原子炉設置者が同項に規定する使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭に相当する金額を当該対象特定実用発電用原子炉設置者に交付する場合における収入金額について適用し、同日前に一般送配電事業者が、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律の一部を改正する法律による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭に相当する金額を当該特定実用発電用原子炉設置者に交付した場合における収入金額については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
11 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）
12 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
13 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年分までの自動車税については、なお従前の例による。